

30 健介保第 497 号
平成 30 年 6 月 28 日

市内有料老人ホーム 管理者 様
市内サービス付き高齢者向け住宅 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について（通知）

厚生労働省が定める有料老人ホーム設置運営標準指導指針の改正に伴い、名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針を改正しましたので、通知します。なお、当該通知は有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅にも送付しております。

1 主な改正内容

(1) 人員配置の明確化（指針 7-(1)-ウ-(ア)、(イ)）

これまで、当該指針においては明確にされていなかった 24 時間切れ目のない職員配置等について、明確化したもの。

(2) 個人情報の取扱い（指針 8-(4)）

「医療・介護関係従業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成 16 年 12 月 24 日・厚生労働省）」が廃止されたため、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成 29 年 4 月 14 日・厚生労働省）」へ変更したもの。

(3) 身体拘束等の適正化（指針 9-(8)）

平成 30 年度介護報酬改定において、指定特定施設等における身体的拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施等が義務づけられたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めるもの。

(4) 前払金保全措置義務（指針 11-(2)-イ）

老人福祉法の改正により前払金保全措置の義務の対象が拡大されたため、平成 18 年 3 月 31 日までに届出のされた有料老人ホームについての取扱いを変更するもの。

(5) 有料老人ホーム情報の報告（指針 13-(3)、様式 1）

老人福祉法の改正により有料老人ホーム情報の報告が義務づけられ、さらに、その報告事項も老人福祉法施行規則別表第 1 にて定められた。これらの報告義務及び報告の様式について追加するもの。

(6) 重要事項説明書の様式変更について

ア 平成 30 年度介護報酬改定にかかる特定施設入居者生活介護の加算を追加
イ 事業者が名古屋市内で運営する他の介護サービス事業について、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を削除し、総合事業及び介護医療院を追加
ウ 従来より分かりにくいと指摘されていた「4. サービスの内容」の一部について表記を変更

なお、これまで同様に、必要に応じて項目等の削除をすることは差し支えない。

(7) 名古屋市有料老人ホーム立入検査資料の様式変更について

名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針及び水防法・土砂災害防止法の改正に伴い、当該立入検査資料についても次の項目を追加するもの。

ア 住宅型有料老人ホームの 24 時間切れ目のない職員配置
イ 身体拘束等適正化について
ウ 水防法及び土砂災害防止法関連

2 本通知の施行期日

平成 30 年 7 月 1 日から施行します。

3 その他

改正後の指針等については、NAGOYA かいごネットに掲載しております。

NAGOYA かいごネット「ホーム」－「事業者向けはこちら」－「有料老人ホームの届出」

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係

電話：052-972-3087

FAX：052-972-4147

E-Mail：a2592@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp